

# 9.1

平成30年  
通巻127号

# JFSA NEWS

劇団ひまわり 近藤 美鈴



■発行人:今井 三夫 ■発行所:日本貸金業協会 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3F

理事会にて加入が承認された協会員を公表しています。詳しくは、こちらをご覧ください。  
協会ホームページ(TOP)→お知らせ→2018.08.21 新規加入業者をご紹介します。

<https://www.j-fsa.or.jp/doc/topics/info/180821>

 日本貸金業協会

## コンプライアンス研修会・地区協議会全体会議を開催しました



平成30年7月6日から8月3日にかけて、全国の10会場で、コンプライアンス研修会と各地区協議会の全体会議を開催しました。

コンプライアンス研修会には、全国で521社(非協会員を含む)から800名近い出席者がありました。今回の研修会では、2020年4月1日に施行される民法改正法の債権法の部分について、右崎大輔弁護士(片岡総合法律事務所)による講演(一部の地区では録画放映)と、協会監査における指摘事例と好事例の紹介、カウンセリングを活用した顧客対応について、それぞれ講義を行いました。また、指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構のご協力を得て、信用情報の照会・登録時の取扱いに係る留意点のご説明もありました。

出席者からは、「貸金業における対応が整理されており、大変参考になった」「旧法・新法適用の経過措置について新たに情報入手できた」などのご意見を多数いただきましたが、一方で、今回はテーマが盛り沢山であったことから、「時間が足りなかった」「質問する時間が無かったのが残念だった」などのご指摘も受けました。

続けて開催した全体会議では、第11回定時総会の報告を行い、協会員と協会本部との率直な意見の交換がありました。

自社のホームページを開設して広告を行う場合の留意点をまとめましたので、ホームページを新たに作成する場合や、変更等を行う場合の参考にしてください。

## 1. 自社ホームページを開設する場合の留意点

- (1) 開設する「ホームページ」(以下、「HP」と略)において、貸付けの条件について表示をする場合、貸金業法第15条及び施行規則で定める貸付条件等の必須記載事項をすべて表示する必要があります。
- (2) 貸付けの条件について表示するHPは、同法同条第2項により、当該HPアドレスを、「貸金業者登録簿(第5面)法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等」として、事前に届出する必要があります。HPをインターネット上にアップする前に、協会支部経由で登録行政庁へ変更届を提出してください。

## 2. 貸付条件等を表示する場合の留意点

- (1) 貸付条件は、原則、商品毎に分けて表示してください。
- (2) 表示できる貸付条件は、「貸金業者登録簿(第7面)業務の方法」に届出している内容の範囲内です。
  - ①「貸付け利率」は、手数料等のみなし利息を含んだ実質年率を上限の率まで、「年率」とわかる表示、及び小数点第1位以上で表示してください。  
 <表示例> 実質年率15.0%~18.0%
  - ②商品に対応した「返済方式」「返済期間」「返済回数」を表示してください。  
 「リボルビング方式」の場合は、契約上、考えられる最長期間・最長回数を表示してください。
  - ③「遅延損害金」は上限の率まで、「年率」とわかる表示、及び小数点第1位以上で表示してください。  
 <表示例> 遅延損害金 年率20.0%
  - ④「担保に関する事項」は、担保の種類、及び保証人の要否を表示してください。  
 担保及び保証人とも不要の場合は、「担保・保証人不要」のように表示してください。
  - ⑤「貸付けの種類ごとの限度額」を表示してください。
  - ⑥「審査をする旨」を表示してください。

## 3. 商号・登録番号・協会員番号・連絡先等を表示する場合の留意点

- (1)「商号」について、法人の場合は法人登記している商号を表示してください。  
 <表示例> 株式会社〇〇社
- (2)「登録番号」について、登録更新後も従前の更新回数のままであったり、「第」「号」などの文字が欠落する例が見受けられますので注意してください。  
 <表示例> 東京都知事(0)第00000号
- (3)「協会員番号」について、以下のように表示してください。  
 <表示例> 日本貸金業協会会員 第000000号
- (4)連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)を表示する場合は、当該連絡先を、「貸金業者登録簿(第5面)法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等」として、事前に届出する必要があります。

## 4. 協会の貸金業務全般の相談及び苦情窓口を表示する場合の留意点

貸付条件等を表示しているページに、以下記載例のように表示してください。

<記載例>

返済等でお悩みの方は 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051  
(受付時間 9:00～17:00 休:土、日、祝日、年末年始)

\*受付時間は、2018年2月より「9:00～17:00」となっておりますのでご注意ください。

※なお、HPの「貸金業相談・紛争解決センター」の表示については、上記広告上の記載例と、次の「法第12条の2の2第2項に基づく公表」としての表示のどちらかの表示があればそれで可としています。

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関  
名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
所 在 地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
電話番号 0570-051-051

《お願い》 資金需要者等から、個別業者に関する借入・取引内容確認等について、協会の貸金業相談・紛争解決センターへの誤認電話がなかなか減りません。貸金業相談・紛争解決センターは、貸金業に対する一般的な相談や返済困難者等についての相談・苦情等の窓口となっております。

個別業者に関する借入申込みや既存借入の返済、取引内容の確認等についての問合せは、上記の協会相談窓口では対応できませんので、必ず各業者の問合せ窓口を別に記載の上、資金需要者等がわかりやすいスペースに電話番号等の連絡先を表示するようにしてください。

## 5. その他留意点

個人向け無担保無保証貸付けとそれ以外の貸付けの場合において、必須表示事項等に違いがある場合がありますので、詳しくは、協会ホームページに掲載の「広告審査に係る審査基準」をご参照ください。

●本件に関するお問合せ窓口 会員業務部広告審査課(03-5739-3254、Mail : koukoku@j-fsa.jp)

## 「協会員専用サイト」ID・パスワードの管理者の皆さまへ 社員さまにID・パスワードを『幅広く』周知(配布)願います。

ID・パスワードは  
社内で幅広く  
ご利用できます。

本紙「JFSAニュース」は、業務に役立つ情報を盛り込み、毎月定期的に「協会員専用サイト」内に公開しています。「協会員専用サイト」にログインするために必要となるIDとパスワード(一般パスワード)は、管理者の方が、自社の社員に配布することができます。

各店舗で貸金業の業務に従事されている責任者の皆さまや、貸金業務取扱主任者の皆さまなどが、本紙「JFSAニュース」を閲覧し、協会が発信する情報を入手できますよう、社員の方へのIDとパスワード(一般パスワード)の周知(配布)について、ご配慮いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

できるかぎり多くの社員の方へ「ID・パスワード(一般パスワード)」を周知(配布)願います。



ID・パスワードがご不明な方は

管理者パスワード等照会依頼書 [https://www.j-fsa.or.jp/doc/moneylender/member/flow\\_forget.pdf](https://www.j-fsa.or.jp/doc/moneylender/member/flow_forget.pdf)にてお問合せ願います。

今後も協会の皆さまのお役に立つ情報の掲載に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

協会では、平成31年度税制改正要望を取りまとめ、関係機関へ提出しました。

平成31年度要望は、近年、FinTech系の貸金業者の参入が目立ってきていることから、その中でも代表的なソーシャルレンディングに注目し、その税制面の対応について意見を述べています。

また、これまで要望を続けてきた利息返還に係る特例措置の要望や、貸金業者の7割以上を占める資本金1億円以下の法人貸金業者及び個人貸金業者に焦点を当てた要望など、「貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のために」として次の5項目を掲げました。

## 貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のために

貸金業界は、消費者向けや事業者向けの多様な資金需要に応じた利便性の高い金融商品を提供することにより、我が国の金融システムにおいて、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしている。

特に最近ではFinTech系の貸金業者の参入が目立ち、その中でもソーシャルレンディングは、改正貸金業法の施行により激減した従来の事業者向け貸金業者の穴を埋める、新しい形での事業者金融として期待されている。

しかしながら、平成18年から続く利息返還請求は今なお収束せず、貸金業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。それに加え、顧客情報管理態勢の整備など、サイバーセキュリティー対策や次々に必要となる新たなシステム整備など、貸金業者のコスト負担は増加の傾向にある。そのような中で、都市部の大手貸金業者や新興の貸金業者と、地方の小規模で従来型の貸付を行う貸金業者との間で二極構成がみられるようになり、地方の地元資金需要を担う小規模貸金業者は年々衰退の傾向にある。

このような状況を踏まえ、貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての資金供給機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備を進めることが重要になっている。とりわけ、新たなFinTechの進展に即した税制面の対応は喫緊の課題であると考える。

また、貸金業界に特有の利息返還による納付済み租税に対する救済措置は、税の公平性を担保するものとする。

さらに、いまや貸金業の主流である消費者向け貸付けにおける破産債権に係る税制と会計のあり方については、実態を踏まえて一層の整理を行う必要があると考える。

それらに加え、多様な資金需要に柔軟に対応するためには小規模貸金業者への配慮も不可欠なことから、規模の大小にかかわらず同じ規制がかかる貸金業界の特殊性に配慮したシステム促進や損失補填処理、事業継承などに対する税制措置は、有効な手段になると考える。

以上の観点から、貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のために、5項目の要望をする。

### (1) ソーシャルレンディングの活性化のための税制措置の見直し

改正貸金業法施行以降大幅に数を減らしている事業者向け貸金業の穴を埋めるばかりでなく、投資者・資金需要者双方のメリットにより社会的に認められつつあるソーシャルレンディングをさらに活性化させるため、投資者の配当については申告分離課税を認めていただきたい。

(注) 一般にソーシャルレンディングとは、資金を必要とする個人なり団体(資金需要者)が、インターネットを介して資金の募集をし、その趣旨に賛同した個人がインターネット経由で直接資金を貸し付けるという仕組みになっており、P2P (Peer To Peer) レンディング、融資型(貸付型)クラウドファンディング、マーケットプレイス・レンディングなどとも呼ばれている。